

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 島根県における地球温暖化対策

3. グリーン購入※1の推進

(1) 事業目的

平成13年4月「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」※2が全面施行されたことを受けて、本県でも13年11月から「島根県グリーン調達推進方針」を定め、県のすべての機関で取り組んでいます。

県は、通常の経済活動の主体として地域経済に大きな位置を占めており、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の優先的調達に率先して取り組むことで、環境物品等の市場の形成や開発の促進に寄与するとともに、地域経済における環境物品等への需要の転換を促し、持続可能な循環型社会の形成に大きな役割を果たします。

(2) 取組状況

令和元年度の対象品目全体でのグリーン調達率（対象品目の調達数量に占めるグリーン調達適合品の割合）は91.6%でした。

また、平成16年度、循環資源を利用した製品の普及・利用を図るための「しまねグリーン製品認定制度」を創設し（4章第1節1-(3)参照）、この制度における認定製品についても率先して調達していくこととしています。

(3) 参考情報

島根県グリーン調達推進方針

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/green-kounyuu.html>

しまねグリーン製品

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/s-green/>

※1. グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン調達も同義。

※2. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、国等の公的部門が契約をする際に、価格だけでなく、温室効果ガス等の排出等、環境への負荷をも考慮すること等を目的とする法律。平成13年施行。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379